

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部改正について……………	1
II 第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画素案について……………	4
III 県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木等事故に伴う見舞金の支払いについて……………	7
IV かながわスマート農業・水産業推進プログラムの素案について…	9
V 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の選定基準について……………	13

I 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部改正について

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）は、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的として制定された。

このたび、近年、世界的にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっていること等を踏まえ、条例改正を行うこととし、基本的な考え方を整理するとともに、条例の改正素案をとりまとめたので、その概要について報告する。

1 改正の背景及び基本的な考え方

県は、プラスチックごみによる世界的な海洋汚染問題を受け、平成 30 年 9 月に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、令和 12 年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに捨てられるプラスチックごみをゼロにすることを目指すこととした。

また、令和 2 年 3 月には、具体の行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、①ワンウェイプラ（使い捨てプラスチック）の削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等を進めていくこととした。

プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決に向けて、県は、必要な施策を総合的かつ継続的に推進するとともに、事業者、県民等も、これまでの 3R 促進の取組に加え、それぞれの立場において主体的にこの問題に取り組む必要がある。

そのため、今回の条例改正においては、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進していくための根拠規定と、事業者、県民の責務規定の追加等を行う。

2 関連する法令との関係

国は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）を令和 3 年 6 月に公布した。

法は、消費者及び事業者の責務として、プラスチック使用製品の使用の合理化や、再資源化等により得られた製品の使用等に努めること等を規定しているため、法と条例との重複を避ける観点から、法で規定された内容については、条例では改めて規定しないこととする。

3 条例の改正素案

(1) 名称等の見直し

今回の改正においては、資源の循環的な利用等の促進に係る内容が大きく増加することから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の促進及び廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の促進」を追加する。

(2) 県の責務の追加

ア 行動計画の策定

県は、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチックごみの発生抑制等並びに道路、公園、海岸及び河川等での清掃活動の拡大等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定することとする。

行動計画には、施策の基本的な方針や、具体の推進方策その他必要な事項を定めるものとする。

なお、行動計画の内容は、法の基本方針のほか、「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」の内容との整合を図るものとする。

また、行動計画に基づく施策の進捗状況を毎年度、公表することとし、それを踏まえ、概ね5年ごとに行動計画の見直しを行うこととする。

イ 事業者、県民等の取組を促進するための施策の実施

県は、事業者、県民等が行うプラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチックごみの発生抑制等及び清掃活動の拡大等を促進するため、必要な情報の収集・提供、普及啓発及び表彰を行うほか、事業者、県民等の相互の情報交換に資する環境整備等を行うこととする。

ウ その他

県は、市町村と連携して、道路、公園、海岸及び河川等での清掃活動を行う事業者、県民及び関係団体等への支援及び環境教育の推進に努めることとする。

(3) 事業者、県民の責務の追加等

ア 地域における清掃活動等への協力

事業者は、事業所の周辺や、事業活動を行う地域において、清掃活動の推進及び協力を努めることとする。

また、県民は、地域の清掃活動への協力及びごみを捨てる際の飛散

及び流出の防止に努めることとする。

イ ポイ捨て禁止対象物の例示記載の見直し

河川、海岸、道路等へのポイ捨て禁止対象物について、現在、「空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等」と例示しているが、「ペットボトル」及び「プラスチック製の買物袋」を追加し、プラスチック製品も対象に含まれることを明確化する。

(4) その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成 30 年 4 月から、親会社・子会社の関係にある複数の事業者が、産業廃棄物の処理を一体として実施するものとして都道府県知事の認定を受けた場合には、互いの産業廃棄物について、産業廃棄物処理業の許可を受けずに処理できることとなった。

当該認定に係る産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において知事への届出を不要としているため、条例においても、同様に届出を不要とする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 12 月	環境審議会で改正素案を審議 市町村への意見照会
令和 4 年 1 月	改正素案について県民意見募集
3 月	環境審議会で改正案を審議、答申
6 月	条例改正案を提出
7 月	改正条例の公布

Ⅱ 第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画素案について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に基づき策定している第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「第12次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が令和3年10月に変更されたことを受けて、第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「第13次計画」という。）の策定の検討を進めている。このたび、第13次計画の素案をまとめたので報告する。

1 鳥獣保護管理事業計画について

鳥獣保護管理事業計画は、法第4条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくために定める法定計画である。

2 鳥獣保護管理事業計画で定める主な事項

- ・ 鳥獣保護区の指定等に関する事項
- ・ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可に関する事項
- ・ 特定猟具使用禁止区域の指定等に関する事項
- ・ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- ・ 鳥獣の生息状況調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3 素案の概要

(1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

(2) 第12次計画からの主な変更点

ア 捕獲許可の基準

鳥獣の管理を目的とする場合の許可対象者について、原則被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者としているが、市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を追加する。

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲許可した者に対して、捕獲物又は採取物の処理につき、豚熱等

の感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。また、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

ウ 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、わなの形状や餌による誘引方法等の工夫、また、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣ができるよう、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について、報告するよう指導する。やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

エ 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣別捕獲数等の基本的な項目の報告を求めるとともに、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

オ 感染症への対応

近年の鳥インフルエンザや豚熱等の発生に伴い、生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼料等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず関係部局が連携して対策を実施するとともに、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(イ) 豚熱 (CSF) 、アフリカ豚熱 (ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱 (CSF) 感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係市町村等と捕獲強化等の対策を推進することによる感染収束に努める。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、積極的に普及啓発を行う。

また、アフリカ豚熱 (ASF) については、現在国内での感染はないが、国内への侵入リスクが高まっていることから野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。そして、県内でのアフリカ豚熱 (ASF) の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(ウ) その他の感染症

SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、早期に発見し、対応できるよう、情報収集に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係機関等との情報共有に努める。

4 今後のスケジュール (予定)

- 令和3年12月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会
- 令和4年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告
- 3月 計画策定

《参考資料1》

第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画 (素案)

Ⅲ 県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木等事故に伴う見舞金の支払いについて

県有緑地（歴史的風土特別保存地区）からの倒木等により発生した民家等損傷事故に関し、見舞金を支払ったので報告する。

1 事故の概要

(1) 発生日

令和元年9月9日及び同年10月13日

(2) 発生時の状況

令和元年9月9日未明に三浦半島付近を通過した台風15号及び同年10月12日夜から13日未明にかけて関東地方を通過した台風19号の接近に伴い発生した暴風雨により、鎌倉市内の県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において倒木や土砂の流出が発生し、近隣の民家等に被害を及ぼした。

(3) 被害状況、見舞金一覧

	箇所	内容	被害額	見舞金額
1	鎌倉市西御門	屋根・車破損	28,600円	14,000円
2	鎌倉市浄明寺	屋根破損	1,149,500円	574,000円
3	鎌倉市笛田	車破損	720,687円	360,000円
4	鎌倉市山ノ内	店舗内外装・厨房 設備破損ほか	39,545,343円	10,000,000円
5	鎌倉市山ノ内	家屋破損	537,240円	268,000円
6	鎌倉市長谷	家屋破損	1,274,020円	637,000円
7	鎌倉市雪ノ下	お宮破損	33,000,000円	10,000,000円
合計			76,255,390円	21,853,000円

備考 1～4が台風15号、5～7が台風19号によるもの。

2 見舞金の支払い方法等

(1) 支払い方法

県が加入している賠償責任保険の適用が受けられなかったことから、令和3年度既決予算により被害額の2分の1相当額（上限1千万円）を支払うこととした。

(2) 支払い時期

合意が得られた者から順次支払い手続きを進め、令和3年10月から12月にかけて全箇所について支払いを行った。

3 被災箇所の復旧状況等

- ・ 倒木被害については、被害木の処理を完了するとともに、過去の調査により判明している危険木を全て伐採。現在は、危険木の再調査を行い、危険木が判明したところから、順次追加伐採を実施中。
- ・ 被災箇所の本格復旧工事と併せて、土砂流出の危険のある斜面の防災工事を前倒しで実施中。

被害箇所位置図



店舗内外装・厨房設備破損ほか
(被害箇所④)



お宮破損 (被害箇所⑦)

IV かながわスマート農業・水産業推進プログラムの素案について

都市近郊で営まれる本県農水産業の特性に適したスマート技術の研究、実証、普及を推進するための指針として、このたび、「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」の素案をとりまとめたので、その概要について報告する。

1 素案の概要

(1) 趣旨

ア 本県の農水産業の状況

- 本県では、1戸当たりの経営規模は小さいものの、生産と消費が近いメリットを生かした地産地消を中心とした都市農業や、東京湾・相模湾の多種多様な魚介類の恩恵を受けた様々な漁業が営まれている。
- 担い手の減少や高齢化が進行しており、県民への食料の安定供給のためには、多様な担い手の確保や、省力化、生産性の向上が必要となっている。

イ 国等の動き

- 農業においては、国を始め、全国的にICTやロボットなどのスマート農業技術の研究や実用化が進められており、水産業においても、国は、資源管理から流通に至るまでICTの活用に積極的に取り組むこととしている。
- 国が策定した「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月)では、農林水産業の生産性と持続性を向上させ、2050年でのカーボンニュートラル等の実現に向けてスマート技術などのイノベーションを推進するとしている。

ウ 県の対応

- これまで「かながわグランドデザイン第3期実施計画」、「かながわ農業活性化指針」及び「かながわ水産業活性化指針」にスマート農業・水産業の技術の開発と普及を位置付け、推進している。
- 今後、本県の農業・水産業の基盤を強化し、ウィズコロナ時代にも対応できるようにするためには、農業・水産業のスマート化を加速する必要があるため、生産現場へのスマート技術の導入・普及を推進するための実行計画として、本プログラムを策定する。

(2) 本プログラムの位置付け

「かながわ農業活性化指針」及び「かながわ水産業活性化指針」の下位に位置付ける。

(3) 対象期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とする。

(4) 本県農業・水産業の現状と課題

項目	現状	課題
農業生産	農業産出額は近年減少傾向	今後も安定した農業生産の維持が必要
農業の担い手	農業従事者の減少・高齢化が進行	異業種からの参入促進や作業の委託などの推進が必要
農業の経営規模	経営規模が小さく、農地集積も横ばい	農作業の省力化による規模拡大の促進が必要
家畜伝染病の発生状況	豚熱が県内で発生。 その他の家畜伝染病の発生も警戒が必要	野生動物の侵入監視や家畜の異常検知など、家畜伝染病対策の強化が必要
漁業生産	沿岸漁業の生産量は近年減少傾向	今後も安定した漁業生産の維持が必要
水産業の担い手	漁業就業者の減少・高齢化が進行	先端技術の活用等、魅力ある漁業現場の創出が必要
スマート農業の導入状況	令和3年3月末時点の導入戸数は、251戸（耕種農業202戸、畜産49戸）	過剰投資を避けるため、低コストで汎用性の高い技術を中心とした導入が必要

(5) 本県農業・水産業の将来像

ア 10年後（2031（令和13）年度）に目指す姿

分野	目指す姿
耕種農業	<ul style="list-style-type: none">ICTによる技術継承やロボットの導入により、経験が浅くても高度な農作業ができるようになり、多様な担い手が確保されるドローンやロボットの導入により、省力化が実現するICTによる環境制御技術の導入により、施設栽培での生産性が向上する

分野	目指す姿
耕種農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS などによる栽培管理や品質の情報開示等により差別化が図られ、所得が向上する
畜産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロボットや夜間監視システム等の導入により、省力化が実現する ・ 侵入監視システム等の導入により、伝染病対策が強化され伝染病の発生が抑制される ・ ICT による畜舎環境の制御により、生産性が向上する
水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT による漁獲データの集積により、適切な資源管理が実現する ・ ICT による漁網内の遠隔観測により、効率的な操業が実現する ・ 水中ドローンやアシストスーツの導入により、省力化が進む ・ 電池推進船の導入により、環境にやさしい漁業が実現する

イ 数値目標（2026（令和8）年度）

(ア) 農業（耕種農業・畜産業）

約500経営体※へのスマート技術の導入を目標とする。

※ 県が育成するトップ経営体（年間販売額3,000万円以上）及びその候補と考える年間販売額2,000万円以上の農業経営体

(イ) 水産業

漁獲報告が義務付けられている漁業経営体の約7割である300経営体で、漁獲報告の電子化が可能となることを目標とする。

定置網漁業のICT化については、モデル漁場への導入を目指す。

(6) 技術分野別の推進方針と今後5年間のロードマップ

導入が見込まれるスマート技術について、今後5年間の研究・実証・普及のロードマップを示す（8分野、34技術）。

	技術分野	導入技術
耕種農業	環境モニタリング・制御関連技術	環境モニタリング装置、環境制御装置など4技術
	ロボット関連技術	汎用自走ロボット、草刈りロボット、アシストスーツなど7技術

	技術分野	導入技術
耕種農業	ドローン関連技術	農薬・肥料散布、生育診断（センシング）、鳥獣被害軽減など5技術
	その他技術	生産・経営管理システム、技術継承システムなど3技術
畜産業	ICT（IoT）関連技術	遠隔監視システム、畜舎環境モニタリング制御装置など4技術
	ロボット関連技術	自動給餌機、自動集卵システム、自動除ふんシステムなど6技術
水産業	ICT（IoT）関連技術	定置網でのICT（IoT）技術、漁獲報告の電子化の2技術
	ロボット等関連技術	水中ドローン、アシストスーツ、電池推進船の3技術

(7) 推進体制

生産者や関係機関と連携し、研修会等による最新情報の共有や、生産現場での実証研究などを円滑に進め、スマート農業・水産業技術の速やかな導入を図るための推進体制を整備する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月 素案について市町村、農業者団体への意見照会
 令和4年2月 環境農政常任委員会へ案を報告
 3月 策定

《参考資料2》

かながわスマート農業・水産業推進プログラム（素案）

V 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の選定基準について

神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の募集について、選定基準の考え方等を令和3年9月に当常任委員会に報告した。

このたび、令和5年4月からの次期指定管理者の選定に向けて必要となる神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の選定基準について報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上 (55点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

(表中下線は、選定基準において重視する視点。)

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>花き園芸及び植物に関する知識の普及を図るとともに、植物に親しむ場を提供する施設としての役割を踏まえ、指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針及び考え方</u> ○フラワーセンターの主な保有植物の種類数の維持充実、ボリュームアップに係る方針及び考え方 ○主な保有植物の種類数の減少防止に係る方針及び考え方 ○四季を通じて花き等を観賞できる魅力の維持に係る方針及び考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 	15
2 施設の維持管理	施設の特性及び課題を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	より多くの利用を図るための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>花き及び植物に関する知識を多くの方々へ普及する事業内容や取組</u> ○<u>利用者に対して、花き及び植物に接する機会を提供する取組</u> ○<u>花育の推進に係る取組</u> ○<u>展示植物に関する情報や知識をより分かりやすく伝える取組</u> ○<u>より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</u> ○手話言語条例への対応 ○施設の魅力を向上させるために行う自主事業の内容 	15

評価項目		評価の視点	配点
3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 苦情要望等への対応、利用料金	○サービスの向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○利用料金の設定及び減免の考え方	5
4	事故防止等安全管理 事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5
5	地域と連携した魅力ある施設づくり 花き愛好者団体等の活動充実	○花き愛好者団体等の展示活動の促進及び支援に係る取組 ○新規団体の展示活動の開拓に係る取組	5
	地域との連携、地元企業への業務委託等	○施設の特性及び役割を踏まえた地域資源との協力体制の構築に向けた取組 ○ボランティア団体等の育成及び連携に係る取組 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	(指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) $\times 20$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、 執行体制	人的な能力、執行 体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5
8 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5
9 コンプライア ンス、社会貢献	コンプライア ンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	5
10 事故・不祥事 への対応、個人 情報保護	事故・不祥事への 対応、個人情報保 護	<ul style="list-style-type: none"> ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5
11 これまでの実 績	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年1月～ 指定管理者の募集開始

4月～ 外部評価委員会等による候補者選定

6月 指定管理者の指定議案を提出

令和5年4月 指定管理者による管理運営開始